



法令速報

「自動車産業投資管理規定」について

「最も厳しい燃油車産業政策」といわれる新たな「自動車産業投資管理規定」が間もなく公布される見込みです。

今年7月初めには、当該管理規定の公開意見募集が正式に開始されました。当該管理規定の内容を見ると、燃油車に対しては非常に大きな制限が設けられることとなりますが、これは業界にはとっては想定範囲内であり、より人々の関心を集めたのは、新エネルギー自動車事業への参入基準が大きく引き上げられたことでした。

当該管理規定の関係内容を貴社に正確かつ全面的にご理解いただけるよう、小職らは当該管理規定意見募集稿全文の日本語版を作成いたしました。もし全文をご覧いただくことが難しいようでしたら、以下に当該管理規定の要点を二つほど挙げさせていただきますので、こちらだけでもご覧いただければ幸甚でございます。

1. 今後、燃油車に係る新規独立プロジェクトの立ち上げは禁止され、既存の燃油車の生産能力を拡大する際もより高い基準を満たすことが求められるようになります。これが、「最も厳しい燃油車産業政策」といわれる所以です。

2. 新エネルギー自動車事業への参入基準が引き上げられ、新エネルギー自動車業界の新生産能力の新設に対し、新たに条件が追加されました。これは、昨今新エネルギー自動車業投資プロジェクトの特定地域への集中によって起こっている盲目的な投資、生産能力の過剰といった問題の抑制に繋がるものと考えられます。規定中では、生産能力の過剰、「PPT」式自動車製造(実体のないプロジェクトに出資を募る一種の詐欺行為)、盲目的な投資等、今日の新エネルギー自動車業界に存在する問題に対し、的を絞った政策が打ち出されています。例えば、第十三条では、純電気自動車企業投資プロジェクトの新設を行う企業法人・株主に対し、明確な規定が行われています。この規定により、新設自動車製造企業の名目で不正な資金調達を行う投資者は、その行為を規制されることとなります。業界では、燃油車であれ新エネルギー自動車であれ、産業集中度はより一層高まることになると考えられています。

「自動車産業投資管理規定(意見募集稿)」の公開意見募集についての公告

習近平新時代の中国の特色のある社会主義思想及び党の十九大精神を深く学習・貫徹し、自動車産業の改革開放の新しい情勢に適應し、自動車産業の投資管理を整備し、自動車産業の高品質な発展を推進するため、「行政許可法」「企業投資プロジェクト審査承認及び届出管理条例」等の関連法に基づき、国家發展改革委員会は「自動車産業投資管理規定(意見募集稿)」を起草し、現在社会に向け公開意見募集を行う。

関係機関及び社会各界の人々は、2018年8月4日まで、国家發展改革委員会のポータルサイト(<http://www.ndrc.gov.cn>)トップページの「意見募集」部分から、「『自動車産業投資管理規定(意見募集稿)』公開意見募集」ページに進み、意見募集稿に対し意見を提出するとともに、意見をファクスは010-68501571、メールはjxzbc_cys@ndrc.gov.cnに送信することができる。

皆様のご参加・ご支援に感謝申し上げます。

国家發展改革委員会

2018年7月4日

第一章 总则

第一条 【必要性】为深入学习贯彻习近平新时代中国特色社会主义思想和

第一章 総則

第一条 「必要性」習近平新時代の中国の特色のある社会主義思想及び党の十九大精神を深く学習・

党的十九大精神,适应汽车产业改革开放新形势,完善汽车产业投资管理,推动汽车产业高质量发展,依据《行政许可法》《企业投资项目核准和备案管理条例》等相关法律法规,制定本规定。

第二条 【政策目标】完善汽车产业投资项目准入标准,加强事中事后监管,规范市场主体投资行为,引导社会资本合理投向,鼓励企业产能合作,防范盲目建设和无序发展。严格控制新增传统燃油汽车产能,积极推动新能源汽车健康有序发展,着力构建智能汽车创新发展体系。

第三条 【原则】坚持使市场在汽车产业资源配置中起决定性作用、更好发挥政府作用,坚持简政放权、放管结合、优化服务,坚持开放合作、公平竞争,坚持谁投资谁负责、谁审批谁监管、谁主管谁监管。

第四条 【适用范围】本规定适用于各类市场主体在中国境内的汽车投资项目。

第五条 【投资项目类型】汽车投资项目分为以下类型:

(一)汽车整车投资项目按照驱动动力系统分为燃油汽车和纯电动汽车投资项目,包括乘用车和商用车两个产品类别。

燃油汽车投资项目是指以发动机提供驱动动力的汽车投资项目,包括传统燃油汽车(含替代燃料汽车)、普通混合动力汽车,以及插电式混合动力汽车等投资项目;纯电动汽车投资项目是指以电动机提供驱动动力的汽车投资项目,包括纯电动汽车、增程式电动汽车、燃料电池汽车等投资项目。智能汽车投资项目根据驱动动力分别按照燃油汽车或纯电动汽车投资项目管理。

(二)其他投资项目包括汽车发动机、车身总成、动力电池和燃料电池等汽车零部件,动力电池回收利用,以及专用汽车、挂车投资项目。

第六条 【管理方式】实施核准管理的汽车投资项目,按照《政府核准的投资项目目录》等有关规定执行。实施备案管理的汽车投资项目,备案机关及其权

貫徹し、自動車産業の改革開放の新たな情勢に適応し、自動車産業の投資管理を整備し、自動車産業の高品質な発展を推進するため、「行政许可法」「企業投資プロジェクト審査承認及び届出管理条例」等の関連法律法規に基づき、本規定を制定する。

第二条 「政策目標」自動車産業投資プロジェクトの参入基準を整備し、事中・事後監督管理を強化し、市場主体の投資行為を規範化し、社会資本の合理的な投入方向を導き、企業の生産能力の協力を奨励し、盲目的な建設及び無秩序な発展を防止する。従来型燃油車の生産能力新規増加を厳格にコントロールし、新エネルギー自動車の健全で秩序ある発展を積極的に推進し、スマートカーの革新発展システムの構築に注力する。

第三条 「原則」市場に自動車産業資源配置において決定的な役割を発揮させること、政府の役割をよりよく発揮させることを堅持し、行政簡素化及び権限委譲、権限委譲及び管理の両立、サービスの最適化を堅持し、開放協力及び公平な競争を堅持し、投資する者が責任を負うこと、審査認可をする者が監督管理をすること、主管する者が監督管理をすることを堅持する。

第四条 「適用範囲」本規定は各種の市場主体の中国国内での自動車投資プロジェクトに適用される。

第五条 「投資プロジェクトの類型」自動車投資プロジェクトは以下の類型に分けられる。

(一)自動車の完成車投資プロジェクトは、駆動動力システムによって、燃油車及び純電気自動車の投資プロジェクトに分けられ、乗用車及び商用車の2つの製品類別を含む。燃油車投資プロジェクトとは、エンジンによって駆動動力を提供する自動車の投資プロジェクトを指し、従来型燃油車(代替燃料車を含む)、一般ハイブリッド車及びプラグインハイブリッド車等の投資プロジェクトを含む。純電気自動車投資プロジェクトとは、モーターによって駆動動力を提供する自動車投資プロジェクトを指し、純電気自動車、レンジエクステンダー付電気自動車、燃料電池自動車等の投資プロジェクトを含む。スマートカー投資プロジェクトは、その駆動動力によって、それぞれ燃油車または純電気自動車投資プロジェクトとして管理される。

(二)その他の投資プロジェクトは、自動車エンジン、車体アセンブリ、動力バッテリー及び燃料電池等の自動車部品、動力バッテリーの回収利用、並びに特殊用途自動車、被牽引車の投資プロジェクトを含む。

第六条 「管理方式」審査承認管理を実施する自動車投資プロジェクトは、「政府審査承認の投資プロジェクト目録」等の関連規定に従い執行する。届出管理を実施する自動車投資プロジェクトは、届出機関

限由省級人民政府規定。

第二章 投資方向

第七條 【燃油汽車整車項目布局】優化傳統燃油汽車產能布局，新增產能投資項目應建設在上兩個年度汽車產能利用率均高於全國平均水平的省份，推動產能向產業基礎扎實、配套體系完善、競爭優勢明顯的省份聚集。鼓勵汽車產能利用率低的省份和企業加大資金投入和兼並重組力度，加快技術進步，淘汰落后產能，增強市場競爭力。

第八條 【新能源汽車整車項目布局】科學規劃新能源汽車產業布局，鼓勵現有傳統燃油汽車企業加大資金投入，調整產品結構，發展新能源汽車產品。嚴格新建純電動汽車企業投資項目管理，防范盲目布點和低水平重複建設。新建純電動汽車企業及現有企業投資純電動汽車項目，應建設在產業基礎好、創新體系全、配套能力強、發展潛力大的省份及大氣污染防治重點區域。推動新增產能向新能源汽車消費需求旺盛和傳統燃油汽車替代潛力較大省份集中。

第九條 【重點發展領域】支持社會資本和具有較強技術能力的企業投資新能源汽車、智能汽車、節能汽車及關鍵零部件，先進製造裝備，動力電池回收利用技術及裝備研發和產業化領域。

(一) 新能源汽車領域重點發展非金屬複合材料、高強度輕質合金、高強度鋼等輕量化材料的車身、零部件和整車，全功能、高性能的整車控制系統，高效驅動系統和先進車用動力電池產品，車用動力電池等製造、檢測技術和專用裝備。

(二) 智能汽車領域重點發展複雜環境感知、新型智能終端、車載智能計算平台等關鍵共性技術，車載傳感器、中央處理器、專用芯片、操作系統、無線通訊設備等關鍵零部件和系統，推動技術研發能力、測試評價能力、軍民融合能力、安全保障能力建設。

(三) 節能汽車領域重點發展高效發動機、先進自動變速器和混合動力系統等節能技術和產品。

及びその権限が省級人民政府によって規定される。

第二章 投資方向

第七條 「燃油車完成車プロジェクトの配置」従来型燃油車の生産能力の配置を最適化し、生産能力新規増加に係る投資プロジェクトは前二年度の自動車生産能力の利用率が共に全国の平均水準より高い省において建設しなければならず、生産能力が、産業基盤がしっかりとしており、付属システムが整った、競争の優位性が明らかな省に集まることを推進する。自動車生産能力の利用率が低い省及び企業の資金投入及び合併・再編の強化を奨励し、技術の進歩を加速させ、後れた生産能力を淘汰し、市場競争力を強化する。

第八條 「新エネルギー自動車完成車プロジェクトの配置」新エネルギー自動車産業の配置を科学的に計画し、既存の従来型燃油車企業による資金投入を強化し、製品構造を調整し、新エネルギー自動車製品を発展させる。純電気自動車企業の新設に係る投資プロジェクトの管理を厳格化し、盲目的な拠点配置及び低水準の繰り返しの建設を防止する。純電気自動車企業の新設及び既存企業による純電気自動車への投資に係るプロジェクトは、産業基盤が良く、革新システムが揃っており、関連施設設備取付能力が強く、発展潜在力の高い省及び大氣污染防治の重點區域に建設しなければならない。新規増加生産能力が、新エネルギー自動車の消費需要が大きく従来型燃油車の置換潜在力が高い省に集まることを推進する。

第九條 「重點發展分野」社會資本及び比較的高い技術力を有する企業による新エネルギー自動車、スマートカー、省エネルギー自動車及び重要部品、先進的製造設備、動力バッテリー回收利用技術及び裝備の開発並びに産業化の分野への投資を支持する。

(一) 新エネルギー自動車分野においては、非金屬複合材料、高強度輕質合金、高強度鋼等の輕量化材料の車体、部品及び完成車、全機能、高性能の完成車制御システム、効率的な駆動システム及び先進的な自動車用動力バッテリー製品、自動車用動力バッテリー等の製造、検出技術及び専用設備を重点的に発展させる。

(二) スマートカー分野においては、複雑な環境センシング、新型インテリジェント端末、車載インテリジェントコンピューティングプラットフォーム等の重要なジェネリックテクノロジー、車載センサー、CPU(中央処理装置)、ASIC、操作システム、無線通信設備等の重要部品及びシステムを重点的に発展させ、技術研究開発能力、テスト評価能力、軍民融合能力、安全保障能力の建設を推進する。

(三) 省エネルギー自動車の分野においては、高効率エンジン、先進的なオートマチックトランスミッション

(四)动力电池回收利用领域重点发展动力电池高效回收利用技术和专用装备,推动梯级利用、再生利用与处置等能力建设。

第十条 【企业合作】鼓励企业通过股权投资等方式,开展兼并重组和战略合作,联合研发产品,共同组织生产,提升产业集中度。支持国有汽车企业与其它各类企业开展混合所有制改革,强强联合,组建具有世界一流水平的汽车企业集团。鼓励汽车产业骨干企业整合产、学、研、用等领域优势资源,组建产业联盟和产业联合体。

第三章 燃油汽车整车投资项目

第十一条 【禁止投资项目】禁止建设以下燃油汽车投资项目。(不在中国境内销售产品的企业除外)。

- (一)新建独立燃油汽车整车企业。
- (二)现有汽车整车企业跨乘用车、商用车类别建设燃油汽车生产能力。
- (三)未列入国家级区域发展规划的现有燃油汽车企业整体搬迁至外省份。
- (四)对行业主管部门特别公示的燃油汽车整车企业进行投资(企业原有股东的投资或将该企业转为非独立整车生产企业的投资项目除外)。

第十二条 【扩能项目】现有汽车企业扩大燃油汽车生产能力投资项目,应符合(一)至(四)的各项条件:

- (一)上两个年度汽车产能利用率均高于全行业平均水平。
- (二)上两个年度新能源汽车产量占比均高于全行业平均水平。
- (三)上两个年度研发费用支出占主营业务收入的比例均高于3%,或上年度汽车出口量(含境外投资企业销量)与生产量占比高于全行业平均水平。
- (四)项目所在省份上两个年度汽车产能利用率均高于全国平均水平,且不存在行业主管部门特别公示的同产品类别(乘用车和商用车)燃油汽车整车企业。

第十三条 燃油乘用车扩能投资项目,除符合第十二条外,企业平均燃料消耗

及混合动力系统等的省エネルギー技術及び製品を重点的に発展させる。

(四)動力バッテリー回收利用分野においては、効率的な動力バッテリー回收利用技術及び専用設備を重点的に発展させ、カスケード利用、再生利用及び処理等の能力の建設を推進する。

第十条 「企業協力」企業が持分権投資等の方法により、合併・再編及び戦略的提携を展開し、共同で製品の研究開発を行い、共同で生産を組織し、産業集中度を向上させることを奨励する。国有自動車企業がその他の各種の企業と混合所有制改革を展開し、強者同士で連合し、世界一流の水準を有する自動車企業グループを構築することを支持する。自動車産業の骨幹企業が生産、学習、研究、使用等の分野の優位な資源を統合し、産業連盟及び産業連合体を構築することを奨励する。

第三章 燃油車完成車投資プロジェクト

第十一条 「禁止する投資プロジェクト」以下の燃油車投資プロジェクトの建設を禁止する。(中国国内で製品を販売しない企業は除く。)

- (一)独立燃油車完成車企業を新設する。
- (二)既存の自動車完成車企業が、乗用車及び商用车類にまたがって燃油車の生産能力を建設する。
- (三)国家レベルの区域発展計画に入っていない既存の燃油車企業全体が他省に移転する。
- (四)業界主管部门が特別公示する燃油車完成車企業に対して投資する(企業の元株主の投資又は当該企業の非独立完成車生産企業への転換に係る投資プロジェクトを除く)。

第十二条 「生産能力拡大プロジェクト」既存の自動車企業による燃油車の生産能力の拡大に係る投資プロジェクトは、(一)から(四)までの各条件に合致しなければならない。

- (一)前二年度の自動車生産能力利用率が共に業界の平均水準より高い。
- (二)前二年度の新エネルギー自動車生産量比率が共に業界の平均水準より高い。
- (三)前二年度の研究開発費用支出が主な業務収入に占める比率が共に3%より高い、又は前年度の自動車輸出量(海外投資企業の販売量を含む)及び生産量比率が業界の平均水準より高い。
- (四)プロジェクトの所在する省の前二年度の自動車生産能力利用率が共に全国の平均水準より高く、かつ業界の主管部门が特別公示する同製品類(乗用車及び商用车)の燃油車完成車企業が存在しない。

第十三条 燃油乗用車の生産能力拡大に係る投資プロジェクトは、第十二条に合致するほか、企業の平均燃油消費量が国家標準及び関連規定の要求を満

量应满足国家标准和有关规定的要求, 异地新建扩能投资项目建设规模不低于 15 万辆且企业上年度总产量不低于 30 万辆。

第十四条 现有整车企业兼并其他同产品类别独立整车生产企业, 并将其转为非独立整车生产企业且不增加其原有产能的, 可不受第十二条、第十三条约束。

第四章 纯电动汽车整车投资项目

第十五条 【项目限制区域】新建独立纯电动汽车企业投资项目, 不得在有以下情况之一的省份建设:

- (一) 新能源汽车保有量占比低于全国平均水平。
- (二) 存在同产品类别新能源汽车僵尸资质。
- (三) 现有同产品类别新建纯电动汽车企业投资项目产量未达到建设规模的 80%。

第十六条 【企业法人】企业法人申请新建独立纯电动汽车企业投资项目(含现有汽车整车企业跨乘用车、商用车类别建设纯电动汽车生产能力), 应当符合以下各项条件:

- (一) 所有股东在项目建成且产量达到建设规模前, 不撤出股本。
- (二) 股东拥有整车控制系统、驱动电机、车用动力电池等关键零部件的知识产权和生产能力, 且对关键零部件具有较强掌控能力。
- (三) 产品研发机构已经建立, 具有专业研发团队, 具有纯电动汽车概念设计、系统和结构设计经历和能力; 整车控制系统、车用动力电池系统、整车集成和轻量化等方面的研发以及相应的试验验证能力; 车身及底盘制造、车用动力电池系统集成、整车装配等主要试制工艺和能力。
- (四) 拥有纯电动汽车核心技术发明专利和知识产权, 并得到授权或确认。
- (五) 上两个年度累计研发投入不少于 2 亿元人民币。
- (六) 产品售后服务保障有力, 承诺对项目建成投产后 5 年内销售的产品质量投保或由相关企业提供担保。保险公

たしていなければならない、他地域での生産能力拡大に係る新規投資プロジェクトの建設規模が 15 万台を下回ってはならず、かつ企業の前年度の総生産量が 30 万台を下回ってはならない。

第十四条 既存の完成車企業が他の独立した同製品類の完成車生産企業を併合し、それを非独立完成車生産企業に転換させ、かつその既存の生産能力を増加させない場合、第十二条、第十三条の制約を受けなくともよい。

第四章 純電気自動車の完成車投資プロジェクト

第十五条 「プロジェクト制限区域」独立純電気自動車企業の新設に係る投資プロジェクトは、以下の 1 つの状況に合致する省で建設してはならない。

- (一) 新エネルギー自動車保有量比率が全国の平均水準より低い。
- (二) 同製品類の新エネルギー自動車のゾンビライセンスが存在する。
- (三) 既存の同製品類の純電気自動車企業の新設に係る投資プロジェクトの生産量が、建設規模の 80% に達していない。

第十六条 「企业法人」企業が独立純電気自動車企業の新設を申請する投資プロジェクト(既存の自動車完成車企業が乗用車、商用車類別にまたがり純電気自動車の生産能力を建設するものを含む)は、以下の各条件に合致しなければならない。

- (一) すべての株主は、プロジェクトが完了し、かつ生産量が建設規模に達する前に、株式資本を引き揚げない。
- (二) 株主は、完成車制御システム、駆動モーター、自動車用動力バッテリー等の重要な部品の知的財産権及び生産能力を有し、かつ重要な部品に対して比較的強力なコントロール能力を有する。
- (三) 製品開発機構が既に設立され、専門研究開発チームがあり、純電気自動車の概念設計、システム及び構造設計の経験並びに能力を有する。完成車制御システム、自動車用動力バッテリーシステム、完成車集積及び軽量化等の方面の研究開発並びに相応の試験検証能力を有する。車体及びシャシーの製造、自動車用動力バッテリーシステムの集積、完成車組み立て等の主な試作技術並びに能力を有する。
- (四) 純電気自動車の核心技术の発明特許及び知的財産権を有し、かつ授權又は確認を得ている。
- (五) 前二年度の累計の研究開発投入額が 2 億元を下回らない。
- (六) 製品のアフターサービス保障が有力なものであり、プロジェクトが完了し生産を開始後 5 年以内に販

司或担保企业近 3 年净资产与担保期内新建企业销售的产品金额相适应。

第十七条 【主要股东】新建独立企业法人主要股东股权占比高于三分之一；现有控股新建纯电动汽车企业投资项目均已建成，产量达到建设规模，且不存在违规建设项目；自有资金和融资能力能够满足项目建设及运营需要，且应符合以下条件之一：

(一) 汽车整车企业为主要股东的，其中燃油汽车企业上两个年度汽车产能利用率和新能源汽车产量占比均高于全行业平均水平，纯电动汽车企业上年度产量达到建设规模。

(二) 汽车零部件企业为主要股东的，上两个年度关键零部件（整车控制系统、驱动电机、车用动力电池）的配套装车量累计大于 10 万套。

(三) 设计研发企业、境外企业等其他市场主体为主要股东的，研发且拥有知识产权的纯电动汽车产品，上两个年度累计境内外市场销售并登记注册的数量大于 3 万辆乘用车或 3000 辆商用车。

第十八条 【项目要求】新建独立纯电动汽车企业投资项目应符合以下各项条件：

(一) 建设内容应包括：

1. 纯电动汽车持续开发能力，在已有研发机构基础上，建立产品信息数据库，提升产品概念设计、试制试装、试验检测和整车运行状态监控等能力。
2. 建设规模，纯电动乘用车不低于 10 万辆，纯电动商用车不低于 5000 辆。
3. 车身成型、涂装、总装等整车生产工艺和装备，以及车用动力电池系统等关键部件的生产能力和一致性保证能力。
4. 纯电动汽车产品质量保障、销售及售后服务体系。

(二) 项目建成投产后，只生产自有注册商标和品牌的纯电动汽车产品。

第十九条 【企业扩能】现有汽车企业扩大同产品类别纯电动汽车生产能力，

売された製品の品質に対し保険を掛ける、又は関連企業が担保を提供することを承諾している。保険会社又は担保企業は、直近 3 年の純資産及び保証期間内に新設企業が販売する製品の金額が互いに適応している。

第十七条 「主要株主」新設独立企業法人の主要株主の出資比率が三分の一より高い。既存の支配している新設純電気自動車企業投資プロジェクトが全て既に完了しており、生産量が建設規模に達し、かつ規定に違反する建設プロジェクトが存在しない。自己資金及び融資能力が、プロジェクトの建設及び運営の需要を満たすことができ、かつ以下の条件の一つに合致する。

(一) 自動車完成車企業が主要株主であるものは、燃油車企業であれば前二年度の自動車生産能力利用率及び新エネルギー自動車生産量比率が共に業界の平均水準より高く、純電気自動車企業であれば前年度の生産量が建設規模に達している。

(二) 自動車部品企業が主要株主であるものは、前二年度の重要部品（完成車制御システム、駆動モーター、自動車用動力バッテリー）のセット搭載数が累計 10 万セットより多い。

(三) 設計研究開発企業、海外企業等その他の市场主体が主要株主であるものは、研究開発しかつ知的財産権を保有している純電気自動車製品の、前二年度の国内外市場で販売されかつ登録された累計の数量が、乗用車が 3 万台以上又は商用車が 3,000 台以上である。

第十八条 「プロジェクト要求」独立純電気自動車企業の新設に係る投資プロジェクトは以下の各条件に合致しなければならない。

(一) 建設内容は以下を含まなければならない：

1. 純電気自動車の継続的開発能力。既存の研究開発機構を基礎として、製品情報データベースを確立し、製品の概念設計、試作や試験組み立て、試験検査及び完成車の運行状態の監視等の能力を向上させる。
2. 建設規模。純電気乗用車は 10 万台、純電気商用車は 5,000 台を下回らない。
3. 車体成型、塗装、組み立て等の完成車生産技術及び設備、並びに自動車用動力バッテリーシステム等の重要部品の生産能力並びに一致性保証能力。
4. 電気自動車製品の品質保証、販売及びアフターサービスシステム。

(二) プロジェクトが完了し生産が開始された後、自身が有する登録商標及びブランドの純電気自動車製品のみを生産する。

第十九条 「企業の生産能力拡大」既存の自動車企業が同製品類の純電気自動車の生産能力を拡大

燃油汽车企业上两个年度汽车产能利用率均高于全行业平均水平,纯电动汽车企业上年度纯电动汽车产量达到建设规模;拟生产产品的能耗、续驶里程等指标达到国内先进水平。

第二十条 【异地扩能】现有汽车企业异地建设同类别纯电动汽车生产能力的建设规模,乘用车不低于10万辆,商用车不低于5000辆。

第五章 其它投资项目

第二十一条 【发动机项目】新建汽车发动机企业投资项目拟生产发动机的动力性等主要技术指标应达到国际先进水平(见附件1)。现有企业新增发动机产品投资项目,发动机应满足整车排放国家最新标准相应要求。

第二十二条 【新建车用动力电池项目】新建车用动力电池单体/系统投资项目,应符合以下各项条件:

(一)企业法人应拥有产品研发机构和专业研发团队,具有研发经历。单体企业应掌握材料研发方面的技术和试验验证能力,系统企业应掌握电池管理及热管理系统开发方面的核心技术和试验验证能力。

(二)拟建设的设施具有较高智能化水平,在厂房布置、生产线设计、智能装备投入、数字化信息管理及生产环境控制、过程控制等方面能够满足智能制造的要求。单体项目生产工序应覆盖电极制备、化成、单体装配等工艺过程,系统项目应具备模组生产、系统装配及测试等能力。

(三)拟生产的产品,除满足国家和行业相关标准外,还应达到当前行业领先水平(见附件1)。

(四)项目应配套建设车用动力电池回收管理体系。

第二十三条 【车用动力电池扩能项目】现有车用动力电池扩能项目,除符合第二十二条外,企业上两个年度车用动力电池产能利用率均高于全行业平

均,燃油汽车企业的前二年度汽车产能利用率均高于全行业平均水平,纯电动汽车企业的前年度纯电动汽车的产量达到建设规模;生产产品的能耗、续驶里程等指标达到国内先进水平。

第二十条 「他地域での生産能力拡大」既存の自動車企業による他地域での同類別の純電気自動車生産能力の建設に係るプロジェクトの建設規模は、乗用車は10万台、商用車は5,000台を下回ってはならない。

第五章 その他の投資プロジェクト

第二十一条 「エンジンに係るプロジェクト」自動車エンジン企業の新設に係る投資プロジェクトが生産を予定しているエンジンの動力性能等の主要な技術指標は、国際的にも先進的な水準に達するものでなければならない(添付資料1を参照)。既存の企業によるエンジン製品の新規増設に係る投資プロジェクトは、そのエンジンが完成車排ガスの国家最新基準の相応の要求を満たすものでなければならない。

第二十二条 「自動車用動力バッテリーに係る新規プロジェクト」自動車用動力バッテリー単体/システムに係る新規投資プロジェクトは、以下の各条件に合致しなければならない。

(一)企業法人は、製品の研究開発機構及び専門研究開発チームを有し、研究開発の経験を有していなければならない。動力バッテリー単体企業は、材料研究開発における技術及び試験検証能力を備え、動力バッテリーシステム企業は、バッテリー管理及び熱管理システム開発における核心技術及び試験検証能力を備えていなければならない。

(二)建設予定の施設は比較的高いインテリジェント化水準を有し、工場の配置、生産ラインの設計、インテリジェント装備の投入、デジタル情報管理及び生産環境制御、プロセス制御等においてインテリジェント製造の要求を満たすことができる。動力バッテリー単体に係るプロジェクトの生産工程は、電極作成、化成処理及び動力バッテリー単体組み立て等の技術プロセスをカバーしていなければならない。動力バッテリーシステムに係るプロジェクトは、モジュール生産、システム組み立て及びテスト等の能力を備えていなければならない。

(三)生産予定の製品は、国家及び業界の関連基準を満たす以外に、現在の業界トップ水準(添付資料1を参照)に達するものでなくてはならない。

(四)プロジェクトは、自動車用動力バッテリーの回収管理システムを併設しなければならない。

第二十三条 「自動車用動力バッテリーの生産能力拡大に係るプロジェクト」既存の自動車用動力バッテリーの生産能力拡大に係るプロジェクトは、第二十二条に合致するほか、企業の前二年度の自動車用

均水平,且产品生产及应用未发生质量安全事故。

第二十四条 【动力电池回收利用项目】动力电池回收、梯级利用、再生利用与处置等投资项目,应符合国家政策和标准要求,采用先进适用的技术工艺及装备,保障不可利用残余物环保处置,实施环保无害化处理。

第二十五条 【新建燃料电池项目】新建车用燃料电池电堆/系统投资项目,应符合以下各项条件:

(一)企业法人应拥有产品研发机构和专业研发团队。燃料电池电堆企业应具备双极板、膜电极等关键部件的技术开发能力及试验验证能力。燃料电池系统企业应具备电堆控制系统、辅助系统等方面的技术开发能力及试验验证能力。

(二)燃料电池电堆项目应建设双极板、膜电极等关键部件和电堆组装的生产能力。燃料电池系统项目应建设电堆控制系统等关键零部件和电堆系统组装生产能力。

(三)拟生产的燃料电池系统,除满足国家和行业相关标准外,还应达到当前行业领先水平(见附件1)。

第二十六条 【车身总成项目】禁止新建传统车身总成投资项目。新建车身总成投资项目的企业法人应拥有产品研发机构,具备新材料、新工艺等轻量化技术开发能力及试验验证能力;项目应采用新工艺,建设新材料车身成型和总成等生产能力。

第二十七条 【专用汽车和挂车项目】禁止新建普通运输类专用汽车和普通运输类挂车企业投资项目。专用汽车企业不得建设各类汽车底盘和整车能力,特种作业车底盘自制自用除外。新建专用汽车和挂车投资项目的企业法人应拥有产品研发机构,具备专用装置的技术开发和试验验证能力。

第六章 项目核准与备案管理

動力バッテリー生産能力利用率が共に業界の平均水準より高く、かつ製品の生産及び応用において品質安全事故が発生していない。

第二十四条 「動力バッテリーの回収利用に係るプロジェクト」動力バッテリーの回収、カスケード利用、再生利用及び処理等に係る投資プロジェクトは、国家政策及び基準の要求に合致し、先進的で適した技術及び装備を採用し、利用禁止残留物の環境保護処理を保障し、環境保護無害化処理を実施しなければならない。

第二十五条 「燃料電池に係る新設プロジェクト」自動車用燃料電池電堆/システムに係る新規投資プロジェクトは、以下の各条件に合致しなければならない。

(一)企業法人は、製品の研究開発機構及び専門研究開発チームを有していなければならない。燃料電池電堆企業は、双極板、膜電極等の重要部品の技術開発能力及び試験検証能力を備えていなければならない。燃料電池システム企業は、電堆制御システム、補助システム等において技術開発能力及び試験検証能力を備えていなければならない。

(二)燃料電池電堆に係るプロジェクトは、双極板、膜電極等の重要部品及び電堆組み立ての生産能力を建設しなければならない。燃料電池システムに係るプロジェクトは、電堆制御システム等の重要部品及び電堆システム組み立ての生産能力を建設しなければならない。

(三)生産予定の燃料電池システムは、国家及び業界の関連基準を満たす以外に、現在の業界トップ水準(添付資料1を参照)に達するものでなくてはならない。

第二十六条 「車体アセンブリに係るプロジェクト」従来型車体アセンブリに係る新規投資プロジェクトを禁止する。車体アセンブリ新設に係る投資プロジェクトの企業法人は製品研究開発機構を有し、新材料、新技術等の軽量化技術開発能力及び試験検証能力を備えていなければならない。プロジェクトは新技術を採用し、新材料の車体成型及びアセンブリ等の生産能力を建設しなければならない。

第二十七条 「特殊用途自動車及び被牽引車に係るプロジェクト」普通運送類特殊用途自動車及び普通運送類被牽引車企業の新設に係る投資プロジェクトを禁止する。特殊用途自動車企業は各種自動車のシャシー及び完成車能力を建設してはならない。ただし、特種作業車のシャシーを自作し自ら使用する場合を除く。特殊用途自動車や被牽引車の新設に係る投資プロジェクトの企業法人は、製品研究開発機構を有し、専用装置の技術開発及び試験検証能力を備えていなければならない。

第六章 プロジェクトの審査承認及び届出管理

第二十八条 【服务指南】省级投资主管部门应按照《企业投资项目核准和备案管理条例》《企业投资项目核准和备案管理办法》制定并公开汽车投资项目核准与备案服务指南,明确项目所需的信息内容以及办理的条件、流程、时限等。

第二十九条 【提交材料】企业提交的汽车投资项目材料应说明以下各项内容:

- (一)企业法人、股东构成等基本情况。
- (二)拟建项目情况,包括总投资额、项目名称、建设地点、建设规模、建设内容等。
- (三)项目符合本规定的说明。
- (四)项目符合相关法律法规的声明。
- (五)有关规定需要提交的其他材料。

第三十条 【在线申报】项目法人应通过全国投资项目在线审批监管平台进行项目申报,申请获得唯一项目代码,如实报送项目开工建设、建设进度、竣工等建设实施基本信息,并对项目信息的真实性、合法性和完整性负责。

第三十一条 【信息报送】省级投资主管部门要严格执行《企业投资项目核准和备案管理条例》等规定,并通过全国投资项目在线审批监管平台及时将项目信息报送国务院投资主管部门。

第三十二条 【项目内容核实】企业以分拆项目、隐瞒有关情况或者提供虚假申报材料等不正当手段办理项目手续的,投资主管部门不予受理或者不予核准、备案,并给予警告。

第三十三条 【信息核查】省级投资主管部门每季度应进行汽车投资项目的统计和分析。对信息不完整的,应要求企业及时补充相关信息;对建设内容与项目信息不符的,应责令企业限期改正;对逾期不改正的,应依法予以处罚,并将其列入失信企业名单,纳入全国信用信息共享平台及相关公示系统,向社会公开。

第二十八条 「サービスガイドライン」省級投資主管部門は、「企業投資プロジェクト審査承認及び届出管理条例」「企業投資プロジェクト審査承認及び届出管理弁法」に基づき、自動車投資プロジェクトの審査承認及び届出のサービスガイドラインを制定・公開し、プロジェクトに必要な情報内容及び処理の条件、プロセス、期限等を明確にしなければならない。

第二十九条 「資料提出」企業が提出する自動車投資プロジェクトに係る資料は、以下の各内容を説明するものでなければならない。

- (一)企業法人、株主構成等の基本的な状況。
- (二)建設予定のプロジェクト状況。投資総額、プロジェクト名称、建設場所、建設規模、建設内容等を含む。
- (三)プロジェクトが本規定に合致していることの説明。
- (四)プロジェクトが関連法律法規に合致していることを示す声明。
- (五)関連規定により提出を求められるその他の資料。

第三十条 「オンライン申告」プロジェクトの法人は、全国の投資プロジェクトオンライン審査承認監督管理プラットフォームを通じてプロジェクトの申告を行い、唯一のプロジェクトコードを申請・取得し、プロジェクトの着工、建設進捗、竣工等の建設実施に関する基本的な情報を事実の通りに報告し、かつプロジェクト情報の真実性、合法性及び完全性に対して責任を負わなければならない。

第三十一条 「情報の報告」省級投資主管部門は「企業投資プロジェクト審査承認及び届出管理条例」等の規定を厳格に執行し、かつ全国の投資プロジェクトオンライン審査承認監督管理プラットフォームを通じて、国务院投資主管部門に随時プロジェクト情報を報告しなければならない。

第三十二条 「プロジェクト内容の事実確認」企業がプロジェクトを分割し、関連状況を隠蔽し、又は虚偽の申告資料を提供する等の不正な手段でプロジェクトの手続きを行った場合には、投資主管部門は受理を受け付けず、又は審査承認を与えず届け出を拒否し、かつ警告を与える。

第三十三条 「情報の調査」省級投資主管部門は、四半期ごとに自動車投資プロジェクトの統計及び分析を行わなければならない。情報が不完全であるものに対しては、企業に関連情報を直ちに補充するよう求めなければならない。建設内容とプロジェクト情報が一致しないものに対しては、企業に期限を定めて是正を命じなければならない。期限を過ぎても是正がされないものに対しては、法に基づいて処罰を与え、かつ当該企業を信用失墜企業リストに加え、全国の信用情報共有プラットフォーム及び関連公示

第三十四条 【违规项目处罚】国务院投资主管部门建立不定期抽查制度,对不符合规定的汽车投资项目进行公示,列入项目异常信用记录,纳入全国信用信息共享平台;并责令地方投资主管部门和企业进行整改。

第七章 项目监督管理

第三十五条 【防止不公平竞争】各级地方政府不得妨碍市场公平竞争,违规为汽车投资项目提供税收、资金、土地等优惠条件。

第三十六条 【重大项目审查】对涉及产业安全的重大汽车新建项目、兼并重组和股权变更项目,有关部门应按规定及时进行反垄断审查。涉及外商投资的,还应按规定进行安全审查。

第三十七条 【协同监管机制】各级投资主管部门应当与规划、土地、环境保护、安全生产、行业管理等主管部门建立健全协同监管和联合执法机制,提高监管执法效率。汽车投资项目手续完备且合规的企业,方可申请生产准入许可。

第三十八条 【联合惩戒】对国家或地方投资主管部门在监督管理中查实违规的汽车投资项目,由投资主管部门撤销投资项目并抄送相关部门,由规划、土地、环保、节能、安全生产、金融及行业主管部门等相关部门进一步处理,实施联合惩戒。违反法律规定的,依法进行处罚。

第三十九条 【责任追究】按照谁审批谁监管、谁主管谁监管的原则,地方投资主管部门要建立健全监督责任制和责任追究制,加强汽车投资项目事中事后监管,对不依法履行监管职责或者监督不力的行为,责令改正。对负有责任的领导人员和直接责任人员,依纪依法给予处理。

第八章 产能监测与预警

第四十条 【产能监测统计】汽车产能监测和统计:

(一)汽车整车和关键零部件企业应将

系统内信息,向社会公开,不得泄露。

第三十四条 「規定に違反するプロジェクトの処罰」國務院投資主管部門は、不定期抽出検査制度を確立し、規定に合致しない自動車投資プロジェクトに対し公示を行い、プロジェクト異常信用記録に加え、全国の信用情報共有プラットフォームに取り込み、かつ地方投資主管部門及び企業に是正を命じる。

第七章 プロジェクトの監督管理

第三十五条 「不公正な競争の防止」各級の地方政府は市場の公正な競争を妨げてはならず、規定に違反して自動車投資プロジェクトに税收、資金及び土地等の優遇条件を提供してはならない。

第三十六条 「重大プロジェクトの審査」産業の安全にかかわる重大な新規自動車プロジェクト、合併・再編プロジェクト及び持株変更プロジェクトについて、関係部門は規定に基づき独占禁止審査を行わなければならない。外商投資にかかわるものについては、規定に基づき安全審査を行わなければならない。

第三十七条 「共同監督管理メカニズム」各級の投資主管部門は、計画、土地、環境保護、安全生産、業界管理等の主管部門と共同監督管理及び共同法執行メカニズムを確立・整備し、監督管理法執行の効率を向上させなければならない。自動車投資プロジェクトの手続を完了し、かつ法令を遵守している企業は、生産参入許可を申請することができる。

第三十八条 「共同懲戒」国家又は地方の投資主管部門が監督管理において規定に違反することを確認した自動車投資プロジェクトに対しては、投資主管部門が投資プロジェクトを撤廃し、かつ関連部門に副本を送付し、計画、土地、環境保護、省エネルギー、安全生産、金融及び業界の主管部門等の関係部門が更なる処置を行い、共同懲戒を実施する。法律の規定に違反したものは、法に基づき処罰を行う。

第三十九条 「責任追及」認可する者が監督管理をし、主管する者が監督管理をするという原則に基づき、地方投資主管部門は監督責任制及び責任追及制を確立・整備し、自動車投資プロジェクトの事中・事後の監督管理を強化する。法に基づき監督管理の職責を履行しない、又は監督管理に尽力しない行為に対しては、是正を命じる。責任を負う指導者及び直接責任者に対しては、規律や法に基づき処置を与える。

第八章 生産能力監視測定及び早期警戒

第四十条 「生産能力の監視測定・統計」自動車生産能力の監視測定及び統計:

(一)自動車完成車及び重要部品企業は、前年度の

上年度相关产品产量、建成产能、在建产能和规划产能情况,于每年1月底前上报省级投资主管部门并抄报国务院投资主管部门。

(二)省级投资主管部门应及时掌握本地区相关汽车产品产能变化情况,于每年3月底前将本地区上年度产量和产能汇总情况上报国务院投资主管部门。

第四十一条 【产能预警】汽车产能发布和预警:

(一)国务院投资主管部门应建立汽车产能核查和信息发布工作机制,及时发布汽车产能变动信息,加强产能预警,引导企业和社会资本合理投资,为地方政府汽车投资项目管理服务。

(二)省级投资主管部门应健全本地区汽车产能监测体系,研判产能利用率变动情况,加强对企业的指导和监督,有效应对和及时化解产能过剩风险,不断提高产能利用水平。

第九章 其它事项

第四十二条 【原有项目变更】原审批或核准的汽车投资项目变更建设内容、主要股东等事宜,需报原项目审批或核准机关办理。

第四十三条 【解释】本规定由国家发展和改革委员会负责解释。

第四十四条 【实施】本规定2018年月日起实施。外商投资准入特别管理措施有专门规定的,从其规定。《新建纯电动乘用车企业管理规定》(国家发展改革委工业和信息化部2015年第27号令)《关于完善汽车投资项目管理的意见》(发改产业[2017]1055号)自本规定实施之日起废止。其它有关文件与本规定不一致的,按照本规定执行。

関連製品の生産量、達成した生産能力、建設中の生産能力及び計画中の生産能力の状況を、毎年1月末までに省級投資主管部門に報告し、かつ國務院の投資主管部門に副本を送付しなければならない。

(二)省級投資主管部門は、管轄地区の関連自動車製品の生産能力の変化状況を随時把握し、毎年3月末までに管轄地区の前年度の生産量及び生産能力をまとめた状況を國務院投資主管部門に報告しなければならない。

第四十一条 「生産能力の早期警戒」自動車生産能力の発表及び早期警戒。

(一)國務院投資主管部門は、自動車生産能力の調査及び情報発表の業務メカニズムを確立し、随時自動車生産能力の変動情報を発表し、生産能力の早期警戒を強化し、企業及び社会資本の合理的な投資を導き、地方政府の自動車投資プロジェクトの管理のためにサービスを提供しなければならない。

(二)省級投資主管部門は、管轄地区の自動車生産能力監視システムを確立し、生産能力利用率の変動状況を研究判断し、企業への指導及び監督を強化し、生産能力過剰リスクに有効に対応して速やかに取り除き、生産能力の利用水準を絶えず向上させなければならない。

第九章 その他の事項

第四十二条 「既存のプロジェクトの変更」認可又は審査承認を受けた既存の自動車投資プロジェクトがその建設内容、主要株主等の事項を変更する場合、過去に当該プロジェクトを認可又は審査承認した機関に報告し処理しなければならない。

第四十三条 「解釈」本規定は国家發展改革委員会によって解釈される。

第四十四条 「実施」本規定は2018年○月○日より実施する。外商投資許可特別管理措置に専門的な規定があるものは、その規定に従う。「新設純電気乗用車企業管理規定」(国家發展改革委員会 工業及び情報化部2015年第27号令)「自動車投資プロジェクト管理の整備に関する意見」(发改産業[2017]1055号)は本規定を実施する日より廃止する。その他の関連文書と本規定が一致しない場合には、本規定に従って執行する。

添付資料:1.自動車産業投資プロジェクトの製品の技術要求(2018年版)

2.名詞の解釈

添付資料 1

自動車産業投資プロジェクトの製品の技術要求(2018年版)

一、新建纯电动汽车整车企业投资项目产品主要技术要求			一、純電気自動車完成車企業の新設に係る投資プロジェクトの製品の主な技術要求		
乘用车		客车	乘用车		客车
车长≤4000mm	车长>4000mm		自動車的全長≤4,000 mm	自動車的全長>4,000 mm	
单车完成行驶里程 30000km 的可靠性试验后, 工况续驶里程动力电池衰减应低于 10%			単独車が走行距離 30,000km の信頼性試験を完了後、稼働状態の航続距離動力バッテリーの減衰率が 10 % より小さくなければならない		
能量消耗率(综合工况每百公里电耗) <10 kWh	能量消耗率(综合工况每百公里电耗) <18 kWh	单位载质量能量消耗量 (E _{kg}) 不高于 0.15Wh/km·kg	エネルギー消費率(総合稼働状態における 100 キロ当たりの消費電力量) < 10 kWh	エネルギー消費率(総合稼働状態における 100 キロ当たりの消費電力量) < 18 kWh	0.15 Wh / km·kg を上回らない
二、新建汽车发动机企业投资项目产品主要技术要求			二、自動車エンジン企業の新設に係る投資プロジェクトの製品の主な技術要求		
技术指标	汽油发动机	柴油发动机	技術指標	ガソリンエンジン	ディーゼルエンジン
升功率	≥70千瓦	≥50千瓦	リッター出力	≧70kW	≧50kW
三、新建动力电池企业投资项目产品主要技术要求			三、動力バッテリー企業の新設に係る投資プロジェクトの製品の主な技術要求		
技术指标	能量型动力电池		技術指標	エネルギー型動力バッテリー	
	单体	系统		单体	システム
功率密度	≥300瓦时/千克	≥220瓦时/千克	重量エネルギー密度	≧300wh/kg	≧220wh/kg
技术指标	功率型动力电池		技術指標	パワー型動力バッテリー	
	单体	系统		单体	システム
快充倍率	≥8C	≥5C	急速充電倍率	≥8C	≥5C
寿命	循环2000次后剩余容量不低于初始容量的95%	循环1500次后剩余容量不低于初始容量的95%	寿命	2,000 回反復使用した後の残存容量が初期容量の 95 %を下回らない	1,500 回反復使用した後の残存容量が初期容量の 95 %を下回らない
四、新建燃料电池企业投资项目产品主要技术要求 燃料电池系统质量比功率大于等于1.2千瓦/千克。			四、燃料電池企業の新設に係る投資プロジェクトの製品の主な技術要求 燃料電池システムの単位質量当たりの出力が 1.2 kW/kg 以上である。		

添付資料 2

名詞の解釈(出現順)

1. 新能源汽车: 是指采用新型动力系统, 完全或主要依靠新型能源驱动的汽车。主要包括纯电动汽车、插电式混合动力汽车、燃料电池汽车。
2. 智能汽车: 是指通过搭载先进传感器、控制器、执行器等装置, 运用信息通信、互联网、大数据、云计算、人工智能等新技术, 具有部分或完全自动驾驶功能, 逐步成为智能移动空间的新一代汽车。智能汽车通常又被称为智能网联汽车、自动驾驶汽车、无人驾驶汽车等。
3. 整车: 是指拥有动力驱动装置, 具有四个或四个以上车轮, 结构完整, 功能齐全, 满足国家汽车相关标准和法规要求, 能够正常上路行驶的完整车辆, 主要包括乘用车、商用车。
4. 乘用车: 是指9座及以下, 用于载客及其随身行李或临时物品的汽车, 包括轿车、运动型乘用车(SUV)、多功能乘用车(MPV)等。详见国家标准 GB/T3730.1-2001《汽车和挂车类型的术语和定义》中第2.1.1.1款至第2.1.1.10款所定义的汽车。
5. 商用车: 主要包括客车和货车。客车是指9座以上, 用于载客及其随身行李或临时物品的汽车, 如城市公交车、长途大巴车等。货车是指运送货物的汽车, 如轻卡、重卡等。详见国家标准 GB/T3730.1-2001《汽车和挂车类型的术语和定义》中所定义的汽车。
6. 普通混合动力汽车: 是指既有发动机驱动系统, 又有电机驱动系统的汽车。通过发动机带动发电机为车载动力电池充电, 不能外部充电。详见国家标准 GB/T19596-2017《电动汽车术语》3.1.1.2.2.2款所定义的汽车。
7. 插电式混合动力汽车: 是指具有一定的纯电驱动续航里程, 可外部充电的混合动力汽车。详见国家标准 GB/T19596-2017《电动汽车术语》3.1.1.2.2.1款所定义的汽车。
8. 纯电动汽车: 是指完全由电机驱动的汽车, 电机的驱动电能来源于车载可充电电池系统或其它电力储存装置。详见国家标准 GB/T19596-2017《电动汽车术语》3.1.1.1
1. 新エネルギー自動車: 新型のエネルギー動力システムを採用し、完全に又は主に新エネルギーで駆動する自動車を指す。主に純電気自動車、プラグインハイブリッド車、燃料電池自動車を含む。
2. スマートカー: 先進的なセンサー、制御装置、アクチュエーター等の装置を搭載し、情報通信、インターネット、ビッグデータ、クラウドコンピューティング、人工知能等の新技術を用い、部分的又は完全な自動運転機能を有し、次第にインテリジェントな移動空間となっていく新世代の自動車を指す。スマートカーは通常、スマートネットカー、自動運転車、無人運転車等とも呼ばれる。
3. 完成車: 動力駆動装置を有し、4 又は 4 以上の車輪を有し、構造が完全で、機能が完備され、国家の自動車関連の標準及び法規の要求を満たしており、正常に走行運転ができる完全な車両を指し、主に乗用車、商用車を含む。
4. 乗用車: 9 又はそれ以下の座席を有し、乗客及びその荷物又は臨時物を輸送する自動車を指し、セダン、スポーツ型乗用車(SUV)、多目的乗用車(MPV)等を含む。詳細は国家標準 GB/T 3730.1-2001「自動車及び被牽引車の類型の用語と定義」中の第 2.1.1.1 項から 2.1.1.10 項で定義されている自動車を参照。
5. 商用車: 主に客車とトラックを含む。客車は 9 以上の座席を有し、乗客及びその荷物又は臨時物の輸送に用いる自動車を指し、例としては都市バス、長距離バス等がある。トラックは貨物を輸送する自動車を指し、例としては軽トラック、大型トラック等がある。詳細は国家標準 GB/T3730.1-2001「自動車及び被牽引車の類型の用語と定義」中で定義されている自動車を参照。
6. 一般ハイブリッド車: エンジン駆動システムを有し、かつモーター駆動システムを有する自動車を指す。エンジンを通じて発電機を動かして車載動力バッテリーを充電し、外部からは充電できない。詳細は国家標準 GB/T19596-2017「電気自動車用語」3.1.1.2.2.2 項で定義されている自動車を参照。
7. プラグインハイブリッド車: 一定の純電気駆動による航続距離を有し、外部から充電できるハイブリッド車を指す。詳細は国家標準 GB/T19596-2017「電気自動車用語」3.1.1.2.2.1 項で定義されている自動車を参照。
8. 純電気自動車: 完全にモーターにより駆動する自動車を指し、モーターの駆動電力は、車載充電システム又はその他の電力貯蔵装置により供給される。詳細は国家標準 GB/T19596-

款所定义的汽车。

9. 增程式纯电动汽车：具备一定的纯电动续驶里程，必要时可以通过车载发电系统补充电能，延长行驶里程的纯电动汽车。详见国家标准 GB/T19596-2017《电动汽车术语》3.1.1.2.4 款所定义的汽车。

10. 燃料电池：主要由阳极、阴极、电解质和外部电路四部分组成，将富氢气体等燃料和空气等氧化剂分别引入阳极和阴极，发生电化学反应，在外部电路产生电流的装置。详见国家标准 GB/T28816-2012《燃料电池术语》中的定义。

11. 燃料电池汽车：是指以燃料电池作为单一电能来源或者以燃料电池系统与可充电储能系统作为混合电能来源的电动汽车。详见国家标准 GB/T19596-2017《电动汽车术语》3.1.1.3 款所定义的汽车。

12. 车身总成：是指车辆用来载人载物的部分，由结构件和覆盖件、车门等构成的总成。

13. 专用汽车：专用汽车是指装有专用设备，具备专用功能，用于承担专门运输任务或专项作业以及其他专项用途的汽车，如救护车、环卫车、消防车等。详见国家标准 GB/T3730.1-2001《汽车和挂车类型的术语和定义》中所定义的汽车。

14. 挂车：挂车是指需要由汽车牵引的无动力道路车辆，详见国家标准 GB/T3730.1-2001《汽车和挂车类型的术语和定义》中所定义的汽车。

15. 汽车产能：根据行业设计规范，按照每年 250 天、每天两班计算的汽车生产能力。

16. 年度汽车产能利用率：汽车年度产量除以年末产能。

17. 省份：是指省、自治区、直辖市和计划单列市人民政府所辖区域。

18. 节能汽车：是指以内燃机为主要动力系统，综合工况燃料消耗量优于下一阶段目标值的汽车。

2017「電気自動車用語」3.1.1.1 項で定義されている自動車を参照。

9. レンジエクステンダー付電気自動車：一定の純電気駆動による航続距離を有し、必要時には車載発電システムを通じて電気エネルギーを補充し、走行距離を延長することができる純電気自動車である。詳細は国家標準 GB/T19596-2017「電気自動車用語」3.1.1.2.4 項で定義されている自動車を参照。

10. 燃料電池：主に正極、負極、電解質及び外部回路の四部分によって構成され、水素を多く含む気体等の燃料及び空気等の酸化剤をそれぞれ正極と負極から取り入れ、電気化学反応を発生させ、外部回路に電流を発生させる装置である。詳細は国家標準 GB/T28816-2012「燃料電池用語」中の定義を参照。

11. 燃料電池自動車：燃料電池を単一の電気エネルギー源とする、又は燃料電池システム及び再充電可能エネルギー貯蔵システムをハイブリッド電気エネルギー源とする電気自動車を指す。詳細は国家標準 GB/T19596-2017「電気自動車用語」3.1.1.3 項で定義されている自動車を参照。

12. 車体アセンブリ：車両の人や物を積載する部分を指し、構造部品やカバー部品、ドア等から構成されるアセンブリである。

13. 特殊用途自動車：特殊用途自動車は、専用の設備を搭載し、専用の機能を備え、専門的な輸送任務又は専門的な作業、及びその他の専門用途に用いる自動車を指し、例としては救急車、清掃車、消防車等がある。詳細は国家標準 GB/T3730.1-2001「自動車及び被牽引車の種類の用語と定義」中で定義されている自動車を参照。

14. 被牽引車：被牽引車は、自動車によって牽引される動力源を持たない道路車両を指す。詳細は国家標準 GB/T3730.1-2001「自動車及び被牽引車の種類の用語と定義」中で定義されている自動車を参照。

15. 自動車生産能力：業界の設計規範に基づき、一年 250 日、一日 2 シフトとして計算される自動車の生産能力である。

16. 年度自動車生産能力利用率：年度自動車生産量を年末生産能力で除したものの。

17. 省：省、自治区、直辖市及び計画単列市人民政府の管轄区域を指す。

18. 省エネルギー自動車：内燃機関を主な動力システムとし、総合稼働状態の燃料消費量が次段階の目標値より優れる自動車を指す。

19. 复杂环境:是指由车辆、行人、非机动车、信号灯、交通标志等诸多交通要素构成的环境。
20. 新型智能终端:是指具有高集成度、高性能的嵌入式软硬件和开放式操作系统的新型智能化设备,涉及芯片、操作系统、重要元器件、整机设计与制造等领域。
21. 车载智能计算平台:是指包含车载智能处理芯片、模组、接口等硬件以及驾驶操作系统、基础应用程序等软件的车载计算平台,能够保障智能汽车感知、决策、控制的高速可靠运行。
22. 独立整车企业:是指作为单独生产企业进行管理,具备相应类别生产资质,具有完整研发、生产、销售和售后、供应商管理等体系的企业。
23. 特别公示:是指不能维持正常生产经营,连续2年年销量为零或极少的汽车生产企业进行公示。年销量极少的企业是指以下企业:乘用车少于1000辆,大中型客车少于50辆,轻型客车少于100辆,中重型货车少于50辆,轻微型载货车少于500辆,运输类专用车少于100辆的汽车生产企业。
24. 年度新能源汽车产量占比:年度新能源汽车产量除以年度汽车产量。
25. 出口量(含境外投资企业销量)与生产量占比:企业的年度汽车出口量除以年度汽车产量,其中境外投资企业销量按照股权比例进行核算。
26. 异地:是指本企业所在地市级行政区以外的区域。
27. 新能源汽车保有量占比:期末新能源汽车保有量除以期末汽车保有量。
28. 新能源汽车僵尸资质:是指汽车企业已获得新能源汽车生产资质、但连续两年新能源汽车年均产量低于:乘用车、货车、轻型客车1000辆,大中型客车100辆。
19. 複雑な環境:車両、歩行者、軽車両、信号機、交通標識等の多くの交通要素から構成される環境を指す。
20. 新型インテリジェント端末:高集積度、高性能の埋め込み式ソフトウェア・ハードウェア及び開放式操作システムを有する新型インテリジェント化設備を指し、ICチップ、操作システム、重要電子部品、完成品機器の設計及び製造等の分野にかかわる。
21. 車載インテリジェントコンピューティングプラットフォーム:車載インテリジェント処理チップ、モジュール、インターフェース等のハードウェア及び運転操作システム、基礎アプリケーションプログラム等のソフトウェアを含む車載コンピューティングプラットフォームを指し、スマートカーの感知・意思決定・制御の高速な、及び信頼性の高い運行を保障することができる。
22. 独立完成車企業:単独生産企業として管理を行い、相応の類別の生産ライセンスを備え、完全な開発・生産・販売、並びにアフターサービス及びサプライヤー管理等のシステムを有する企業を指す。
23. 特別公示:正常な生産経営を維持できず、2年連続で年間販売量がゼロ、又は非常に少ない自動車生産企業に対し公示を行うことを指す。年間販売量が非常に少ない企業は、以下の企業を指す:乗用車が1,000台未満、大中型客車が50台未満、軽型客車が100台未満、中重型トラックが50台未満、軽微型トラックが500台未満、運送類特殊用途自動車が100台未満の自動車生産企業。
24. 年度新エネルギー自動車生産量比率:年度新エネルギー自動車生産量を年度自動車生産量で除したものの。
25. 輸出量(海外投資企業の販売量を含む)及び生産量比率:企業の年度自動車輸出量を年度自動車生産量で除したもので、そのうち海外投資企業の販売量は持株比率に従って計算する。
26. 他地域:当該企業の所在地である市級行政区以外の地域を指す。
27. 新エネルギー自動車保有量比率:期末新エネルギー自動車保有量を期末自動車保有量で除したものの。
28. 新エネルギー自動車のゾンビライセンス:自動車企業が既に新エネルギー自動車の生産ライセンスを取得したが、2年連続でエネルギー自動車年間平均生産量が以下を下回るものを指す:乗用車、貨車、軽型客車1,000台、大中型客車100台。

29. 升功率:是指在额定工况下,发动机每升气缸工作容积所发出的功率。
29. リッター出力:定格の稼働状態で、エンジンのシリンダーの排気量1リットル当たりが生み出す出力を指す。
30. 车用动力电池单体/系统:车用动力电池单体是指将化学能转化成电能,为电动汽车驱动系统提供电能并可充电的基本单元装置,包括电极、隔膜、电解质、外壳和端子。
车用动力电池系统是指一个或一个以上蓄电池包及相应附件构成的为电动汽车驱动系统提供电能的系统装置。附件包括管理系统、高压电路、低压电路、热管理设备以及机械总成等
30. 自動車用動力バッテリー単体/システム:自動車用動力バッテリー単体は、化学エネルギーを電気エネルギーに変換し、電気自動車駆動システムに電気エネルギーを提供し、かつ充電できる基本ユニット装置を指し、電極、セパレーター、電解質、筐体及び端子を含む。
31. 能量型车用动力电池:是指电池容量较大且比能量较高的车用动力电池。详见国家标准 GB/T19596-2017《电动汽车术语》3.3.1.4.1 款所定义的电池。
31. エネルギー型自動車用動力バッテリー:バッテリー容量が比較的大きく、かつ比エネルギーが比較的高い自動車用動力バッテリーを指す。詳細は国家標準 GB/T19596-2017「電気自動車用語」の3.3.1.4.1項で定義されているバッテリーを参照。
32. 比能量:是指单位质量电池的能量,用瓦时/千克表示。详见国家标准 GB/T19596-2017《电动汽车术语》3.3.3.7.1.1 款定义。
32. 比エネルギー:単位質量当たりのバッテリーのエネルギーを指し、Wh/kg で表す。詳細は国家標準 GB/T19596-2017「電気自動車用語」3.3.3.7.1.1項の定義を参照。
33. 功率型车用动力电池:是指单位质量输出功率高的车用动力电池。详见国家标准 GB/T19596-2017《电动汽车术语》3.3.1.4.2 款定义。
33. 出力型自動車用動力バッテリー:単位質量当たりの出力が高い自動車用動力バッテリーを指す。詳細は国家標準 GB/T19596-2017「電気自動車用語」の3.3.1.4.2項の定義を参照。
34. 快充倍率:是指车用动力电池在快充模式下的充电速率,等于充电电流除以电池的额定电量,1C表示1小时充满电池,4C表示1/4小时充满电池。
34. 急速充電倍率:自動車用動力バッテリーの急速充電モードでの充電速度を指し、充電電流をバッテリーの定格電荷量で除したものに等しく、1Cは1時間で充電が完了することを、4Cは1/4時間で充電が完了することを表す。
35. 车用动力电池产能利用率:车用动力电池年度产量除以年末产能。
35. 自動車用動力バッテリー生産能力利用率:自動車用動力バッテリーの年度生産量を年末生産能力で除したものの。
36. 燃料电池电堆:是指由多个单体电池、隔板、冷却板、歧管等构成,通过富氢等燃料和空气等氧化剂进行电化学反应产生电能,并同时产生热、水等其他副产物的总成。详见国家标准 GB/T24548-2009《燃料电池电动汽车术语》所定义的电池电堆。
36. 燃料電池電堆:複数の単体電池、仕切り板、冷却板、多岐管等から構成され、水素を多く含む気体等の燃料及び空気等の酸化剤を通して電気化学反応を発生させ、かつ同時に熱、水等のその他の副産物を発生させるアセンブリを指す。詳細は国家標準 GB/T24548-2009「燃料電池電気自動車用語」で定義されている電池電堆を参照。
37. 燃料电池系统:是指包括燃料电池电堆和燃料电池辅助系统,在外接富氢等燃料的条件下可以正常工作的系统。详见国家标准 GB/T24548-2009《燃料电池电动汽车术语》所定义的系统。
37. 燃料電池システム:燃料電池電堆や燃料電池補助システムを含む、外部に水素を多く含む気体等の燃料を接続する条件の下で正常に稼働するシステムを指す。詳細は国家標準 GB/T24548-2009「燃料電池電気自動車用語」で定義されているシステムを参照。
38. 传统车身总成:是指主要采用普通汽车钢板等传统型材冲压焊接形成的车身。
38. 従来型車体アセンブリ:一般的な自動車用鋼板等の従来型材料を採用し、プレス溶接で形成された車体を指す。

39. 新材料车身成型和总成:是指采用碳纤维等非金属材料、铝等轻质合金及其他新型轻量化材料,通过新工艺加工而成的车身。

40. 普通运输类专用汽车和普通运输类挂车:是指结构和功能简单,只适用于运输普通货物的专用汽车和挂车,如仓栅车、栏板车、自卸车和普通厢式车。

39. 新材料の車体成型及びアセンブリ:炭素繊維等の非金属複合材料、アルミニウム等の軽質合金及びその他の新型軽量化材料を採用し、新技術によって加工された車体を指す。

40. 普通運送類特殊用途自動車及び普通運送類被牽引車:構造及び機能が簡単で、一般的な貨物を輸送する際にのみ使用される特殊用途自動車と被牽引車を指し、例としてはステークボディトラック、平ボディトラック、ダンプカー、一般的なバントラックがある。

本速報は、特定の問題に対する当事務所の正式な意見を代表するものではありません。もし法的意見や専門家の意見が必要な場合、又は個別の法的事項に関するご相談がございましたら、当事務所の下記対応窓口(日本語対応可能)までお問い合わせいただければ幸いです。



劉 淑珺 (Liu Shujun)
パートナー
直通電話: +86 10 6584 6601
liushujun@glo.com.cn



鮑 榮振 (Bao Rongzhen)
パートナー
直通電話: +86 10 6584 6609
baorongzhen@glo.com.cn

なお、当事務所は中国語と英語のニュースレターも発行しておりますので、ご興味ございましたら、GLO-JP@glo.com.cn までお問い合わせいただければ幸いです。

本月報の著作権、及びその他の権利は全て環球法律事務所に帰属します。内容の無断転載等の行為はご遠慮ください。